女性活躍推進法に基づく情報の公表（令和5年度）

令和6年7月 11 日更新

公表項目	対象	実績
1. 採用した職員に占める女性職員の割合 （対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月 31 日）	正職員	51.6%
	契約職員・臨時職員	90.8%
2. 職員に占める女性職員の割合 （令和6年 3 月 31 日時点）	正職員	39.6%
	契約職員・臨時職員	94.3%
3. 男女の平均継続勤務年数の差異 （令和6年 3 月 31 日時点）	正職員	80.8%
4. 男女の賃金の差異 ※1 （対象期間：令和 5 年4月1日～令和 6 年3月 31 日）	全職員	52.1%
	正規雇用職員 （正職員・無期契約職員）	55.2%
	非正規雇用職員 （有期契約職員・臨時職員）	102.0%
	正職員	75.0%
	契約職員・臨時職員	106.2%
5. 男女別の育児休業取得率 ※2 （対象期間：令和 5 年4月1日～令和 6 年3月 31 日）	男性	75.0%
	女性	98.1%
6. 年次有給休暇の取得率※3 （対象期間：令和 5 年4月1日～令和 6 年3月 31 日）	正職員	76.3%
	契約職員・臨時職員	89.4%
7. 管理職に占める女性の割合※4 （令和6年4月1日時点）	―	19.2%
8. 役員に占める女性役員の割合※4 （令和6年4月1日時点）	―	22.2%

【補足説明】

※1 当協会の賃金制度上、男女の区別はありません。
男女の賃金差異の要因として、若年層の女性職員の割合が高いこと及び非正職員の女性職員の割合が高いことが挙げられます。

※2 計算式：当該年度中に育児休業を取得した（開始）職員数÷当該年度中に出産、または配偶者が出産した職員数

※3 令和6年4月1日時点で在籍している職員において計算。

※4 令和6年3月31日時点でのデータ集計がシステムの都合上難しいため、令和6年4月1日時点での数値を掲載しています。